

株式取扱規則

制定	昭和62年	7月30日	
改正	昭和63年	9月28日	
改正	平成1年	2月7日	
改正	平成1年	8月1日	
改正	平成3年	9月26日	
改正	平成12年	4月1日	
改正	平成12年	12月4日	
改正	平成14年	9月25日	
改正	平成17年	1月25日	
改正	平成18年	1月31日	
改正	平成18年	11月28日	
改正	平成21年	1月5日	
改正	平成24年	4月1日	
改正	平成25年	7月16日	
改正	平成25年	9月27日	
改正	平成30年	7月1日	(主管部門変更)
改正	令和3年	11月22日	
改正	令和4年	8月26日	

目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	株主名簿への記録等	1
第 3 章	株主確認	3
第 4 章	株主総会資料の電子提供	3
第 5 章	少数株主権等の行使手続き	3
第 6 章	単位未満株式の買取り	4
第 7 章	特別口座の特例	5
第 8 章	手数料	5
附 則		6

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第 10 条に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

みずほ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録または変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第 5 条 株主が法人であるときは、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受ける場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。

2 前項の常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所は、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

(登録株式質権者)

第 10 条 登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第 3 章 株主確認

(株主確認)

- 第 1 1 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- 3 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- 4 代理人についても第 1 項および第 2 項を準用する。

第 4 章 株主総会資料の電子提供

(書面交付請求および異議申述)

- 第 1 2 条 会社法第 3 2 5 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

第 5 章 少数株主権等の行使手続き

(少数株主権等の行使手続き)

- 第 1 3 条 振替法第 1 4 7 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第14条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は次のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 議案の要領

各議案ごとに400字

ただし、提案する議案が役員選任議案の場合における株主参考書類に記載すべき事項は各候補者ごとに400字とする。

2 前項に定める株主の提出による議案（会社法第305条第6項の規定に基づき議案要領通知請求が認められない議案を除く。）の数が10を超える場合、当社は、当該株主が議案相互間の優先順位を定めている場合には当該優先順位に従い、同条第5項の規定に基づき株主総会参考書類に記載すべき10の議案を決定するものとする。なお、当該優先順位が定められていない場合、当社は、当該議案の提出に係る書面上の記載順序によりこれを決定できるものとするが、その記載により順序を判断することが困難であると認められる場合には、法令上許容される範囲でこれを任意に決定することができる。

第6章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取り請求の方法)

第15条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第16条 買取請求の買取単価は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第17条 当社は、前条により算出された買取価格から第20条に定める手数料を差し引いた額を買取代金とし、当社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日まで買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第7章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第19条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱については、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第8章 手数料

(手数料)

第20条 第15条の単元未満株式買取請求に係る手数料は、以下のとおりとする。
株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額

附 則

1. この規則は、E S G推進部が主管する。
2. この規則は、2022年8月26日より施行する。
3. この規則の改正は、取締役会の決議によるものとする。